

被爆体験者(86)公費における手続き等の改正について

(改正の目的)

被爆体験者精神医療受給者証所持者が介護保険の医療系サービスの提供を受けた場合は、自己負担分について86公費請求を行うことが可能である。長崎市に86公費請求を行うためには、利用開始時に手続きが煩雑である一方で、介護サービスごとの支給の適正化が十分であるとは言えず、また、加算の取扱いが長崎県の対象者と異なるため、事業所・行政の双方にとって望ましいとはいえない。

そのため、平成30年4月1日以降は以下のとおり改正を行うこととする。

	改正前	改正後
① 対象者の確認方法	(1) 受給者証にシールを貼付してあることを確認のうえで、受給者証の4-5Pに記載されてある疾患に対してサービス提供していれば請求可能	(1) 受給者証の4-5Pに記載されてある疾患に対してサービス提供していれば請求可能
② サービス提供開始時の手続き	(1) 事業所又はケアマネージャーが市に電話連絡 (2) 市から郵送した確認書を事業所が記載して返送(電話連絡の翌月中旬に市から郵送)	(1) 廃止 (2) サービス提供開始時に市のホームページから確認書を印刷し、事業所が記載して提出
③ 手続きの頻度	(1) 利用開始の際に上記②の手続きを行う	(1) 利用開始の際に上記②の(2)手続きを行う (2) 3年に1回の確認書の提出(市から郵送) ※ 30年度に公費請求を行っている全ての事業所に提出依頼を予定
④ サービス加算	(1) 一部の加算は公費請求の対象外	(1) 全ての加算が公費請求の対象